改定後

第6条(カードの貸与と取扱い) (略)

- 2. カードの所有権は当社に属し、カード およびカード情報はカード券面上に印字さ れた会員本人以外は使用できないものとし ます。
- 3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入 (当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします) その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。
- ①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
- ②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
- ③販売業者等がカード利用者に自店や指定 店等で販売している商品等をカードで購入 させ、購入した商品等につき販売業者等が

改定前

第6条(カードの貸与と取扱い) (略)

- 2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。<u>また、</u>会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
- 3. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
- 4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。

買戻しや返品を受け、または別の買取業者 等が買取りを行い、買戻金額等から手数料 を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利 益を上乗せした金額に相当する現金やポイ ント等をカード利用者に付与するとしてい るもの

④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド 品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度 もしくは金額にて行うもの

⑤上記各号に類すると当社が判断するもの 4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意を もって行うものとします。会員は、カード を他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカー ド情報を預託してはならず、また、理由の 如何を問わず、カードおよびカード情報を 他人に使用させまたは使用のために占有を 移転させてはなりません。

5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。

6.会員は、第3項に違反したことにより、 販売業者等あるいは第三者と紛議になった 場合であっても、当該紛議を自らの責任に おいて解決するものとし、当該紛議を理由 に、当社に対するカード利用代金等の債務 の支払を拒むことはできないものとしま す。

7. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。

第9条(カードの利用枠)

(略)

- 3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員 および家族会員のカードショッピングのう ち<u>リボ</u>払いならびに分割払い、2回払いお よびボーナス一括払いの利用代金を合算し て未決済残高として管理します。その金額 は、前項のカードショッピング利用枠の内 枠として当社が所定の方法により定めるも のとします。
- 4. カードショッピングのうち本会員および家族会員の<u>リボ</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
- 5. 前項の<u>リボ</u>払いの利用枠を超えて<u>リボ</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

(略)

12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

第10条(会員利用総枠)

1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)

第9条(カードの利用枠)

(略)

- 3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員 および家族会員のカードショッピングのう ち<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。 その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により 定めるものとします。
- 4. カードショッピングのうち本会員および家族会員の<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
- 5. 前項の<u>リボルビング</u>払いの利用枠を超えて<u>リボルビング</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

(略)

12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により増額することができるものとします。ただし、会員からの異議のある場合を除きます。

第10条(会員利用総枠)

1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)

の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係る<u>リボ</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)と定めるものとします。

(略)

第11条(複数カード保有における利用の調整)

(略)

2. 前項の場合、当社は、<u>リボ</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第15条(カード利用の一時停止等)

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定 手続が完了するまでの間、カードショッピ ングの<u>リボ</u>払い、キャッシングリボ、海外 キャッシュサービスの利用を停止すること ができるものとします。

第20条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、<u>リボ</u>払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第21条 (手数料率、利率の変更)

<u>リボ</u>払いの手数料率、分割払いの手数料率、 キャッシングリボの利率、海外キャッシュ サービスの利率および遅延損害金の利率 は、金融情勢の変化その他相当の事由があ る場合には、一般に行われる程度のものに の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係る<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)と定めるものとします。

(略)

第11条(複数カード保有における利用の 調整)

(略)

2. 前項の場合、当社は、<u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第15条(カード利用の一時停止等)

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定 手続が完了するまでの間、カードショッピ ングの<u>リボルビング</u>払い、キャッシングリ ボ、海外キャッシュサービスの利用を停止 することができるものとします。

第20条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第21条 (手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの 手数料率、キャッシングリボの利率、海外 キャッシュサービスの利率および遅延損害 金の利率は、金融情勢の変化その他相当の 事由がある場合には、一般に行われる程度 変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、<u>リボ</u>払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、<u>リボルビング</u>払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第22条(期限の利益の喪失) (略)

- 1. ④<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条第1項の規定(ただし、第23条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、<u>リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナスー括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</u>

第28条(カードショッピング) (略)

6. 継続的利用代金の支払手段としての利 用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものと

第22条 (期限の利益の喪失)

(略)

- 1. ④リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条第1項の規定(ただし、第23条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、<u>リボルビング</u>払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

第28条(カードショッピング) (略)

6. 継続的利用代金の支払手段としての利 用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものと

し、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消し等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとします。(略)

し、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消し等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。

(略)

第30条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1 回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボ</u>払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

第32条 (リボ払い)

1. <u>リボ</u>払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

①お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、 リボ払いを指定する方法。

②いつでもリボ:事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの毎月支払額(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を

第30条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1 回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボルビング</u>払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

第32条(リボルビング払い)

1. <u>リボルビング</u>払いは、次のいずれかの 方法で指定するものとします。

①お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。

②いつでもリボ:事前に本会員が申出て当 社が適当と認めた場合において、毎月の締 切日(支払期日が10日、6日または8日 の場合には前月15日、26日の場合には 前月末日、以下同じ)時点におけるカード ショッピング利用代金が、本条に基づき本 会員が指定した支払いコースの<u>弁済金</u>(元 金定額コースを指定したときは、支払いコ ースを指定した際に指定した金額)の範囲 内の場合は当該利用代金の支払区分を1回 1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボ払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。

③海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースを指定したをは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボ払いにする方法。

④あとからリボ:カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分をリボ払いに変更する方法。その場合、手数料計算および2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボ払いの指定があったものとし、ボーナス一括払いのからの変更の場合は、ボーナス一括払いの

払い、当該<u>弁済金(</u>毎月支払額<u>)</u>を超えた場合は当該利用代金の支払区分を<u>リボルビン</u> <u>グ</u>払いにする方法。ただし、会員がカード 利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、 分割払いを指定した場合は、当該利用代金 の支払区分はカード利用の際に指定した支 払区分となります。また、当社が指定する 加盟店で利用した場合には、1回払いとな ることがあります。

③海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースを指定したをでに指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

④あとからリボ:カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および介強金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからの変更の場合は、ボーナスー括払いからが表知では、対している。

各支払期日の締切日に<u>リボ</u>払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボ払いを指定した 場合において毎月支払額の支払いコースと して元金定額コースを指定したときは、支 払いコースを指定した際に指定した金額 (5千円、または、1万円以上1万円単位。 三井住友プラチナカードまたはゴールドカ ードPt(以下総称して「プラチナカード」 という) およびゴールドカード、プライム ゴールドカードの場合は1万円以上1万円 単位。ただし、締切日の残高が毎月支払額 に満たないときはその金額)または当社が 適当と認めた金額に、毎月の締切日時点の リボ払いの未決済残高に応じて本条第4項 に定める手数料を加算して、翌月の支払期 日に支払うものとします。また、本会員が 希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナ ス支払月にボーナス増額分を加算した額を 支払う方法とすることができます。なお、 当社が定める日までに当社所定の方法で本 会員が希望し当社が適当と認めた場合は、 毎月支払額を増額または減額できるものと します。

3. 本会員は、会員が<u>リボ</u>払いを指定した 場合において前項以外の支払いコースを指 定したときは、毎月の締切日時点における <u>リボ</u>払いの未決済残高に応じて、次項に定 める手数料と元金の合計額として本会員が 予め指定したコースにより下表に定める毎 月支払額。<u>(</u>ただし、締切日の残高と手数料 の合計額が毎月支払額に満たないときはそ ーナスー括払いの各支払期日の締切日に<u>リ</u>ボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナスー括払いからの変更申出があった後で、ボーナスー括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを 指定した場合において弁済金(毎月支払額) の支払いコースとして元金定額コースを指 定したときは、支払いコースを指定した際 に指定した金額(5千円、または、1万円以 上1万円単位。三井住友プラチナカードま たはゴールドカードPt(以下総称して「プ ラチナカード」という) およびゴールドカ ード、プライムゴールドカードの場合は1 万円以上1万円単位。ただし、締切日の残 高が弁済金に満たないときはその金額)ま たは当社が適当と認めた金額に、毎月の締 切日時点のリボルビング払いの未決済残高 に応じて本条第4項に定める手数料を加算 して、翌月の支払期日に支払うものとしま す。また、本会員が希望し当社が適当と認 めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増 額弁済金を加算した額を支払う方法とする ことができます。なお、当社が定める日ま でに当社所定の方法で本会員が希望し当社 が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払 額)を増額または減額できるものとします。 3. 本会員は、会員がリボルビング払いを 指定した場合において前項以外の支払いコ ースを指定したときは、毎月の締切日時点 におけるリボルビング払いの未決済残高に 応じて、次項に定める手数料と元金の合計 額として本会員が予め指定したコースによ り下表に定める弁済金(毎月支払額。ただ

の合計額)を翌月の支払期日に支払うもの とします。また、本会員が希望し当社が適 当と認めた場合は、ボーナス支払月にボー ナス<u>増額分</u>を加算した額を支払う方法また は下表とは異なる金額区分にすることがで きます。

毎月の締切日時点	翌月の <u>毎月支払額</u>								
での残高	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース					
10 万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(プラチナカー ドおよびゴールド					
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2万円	4万円	カード、プライムゴール ドカード会員の場					
以後残高 10 万円増 加毎に	5 千円増加	1万円増加	2万円増加	合は3万円)以 上1万円単位					

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の<u>リボ</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5.会員は、別途定める方法により、<u>リボ</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第33条(分割払い)

(略)

2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払い</u>手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない支払回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。

し、締切日の残高と手数料の合計額が<u>弁済</u>金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス<u>増額弁済金</u>を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点	翌月の <u>弁済金</u>								
での残高	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース					
10 万円以下	5 千円	1万円	2万円	2万円(プラチナカー ドおよびゴールド					
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2万円	4万円	カート、プライムコ・ール ト、カート、会員の場					
以後残高 10 万円増 加毎に	5 千円増加	1 万円増加	2万円増加	合は3万円)以 上1万円単位					

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の<u>リボルビング</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5.会員は、別途定める方法により、<u>リボルビング</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第33条(分割払い)

(略)

2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払</u> 手数料は別表の通りとします。ただし、加 盟店により指定できない支払回数がありま す。また、24回を超える支払回数は当社 が適当と認めた場合のみ指定できます。な なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質 年率が別表と異なることがあります。

3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払い手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略)

- 5.会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金金額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
- 6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める分割払い手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第36条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払い およびボーナス一括払いにより購入した商 品等について次の事由が存するときは、当 該事由が解消されるまでの間、当社に対し 当該事由に係る商品等について支払いを停 止することができます。ただし、割賦販売 法の規定の適用がないかその適用が除外さ れる取引、商品・権利・役務についてはこの

- お、ボーナス併用分割払いの場合、実質年 率が別表と異なることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略)

- 5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金金額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の可否およおよび条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
- 6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める<u>分割払</u>手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第36条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、<u>リボルビング</u>払い、分割払い、 2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存すると きは、当該事由が解消されるまでの間、当 社に対し当該事由に係る商品等について支 払いを停止することができます。ただし、 割賦販売法の規定の適用がないかその適用 が除外される取引、商品・権利・役務につい 限りではありません。

(略)

用に係る利用金額が3万8千円に満たない とき。

(略)

⑤第6条第3項に違反するなど会員による 支払いの停止が信義に反すると認められる とき。

(略)

<割賦販売における用語の読み替え> (略)

割賦販売における用語	読み替え後の用語
• 現金販売価格	• 利用代金
• 現金提供価格	
• 現金価格	
 利用金額 	
 利用額 	
• 支払回数	• 支払区分
 分割回数 	※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
· 支払総額	分割支払金合計
 分割払価格 	お支払い総額
 分割価格 	カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料	 手数料
• 分割払手数料	 手数料額
 分割手数料 	
リボ手数料	
• 実質年率	・リボ払い手数料率
	分割払い手数料率
	 手数料率
・支払分	・お支払い予定額
• 分割支払額	
• 分割支払金	カードショッピングの支払い金
• 分割払金	
・弁済金	・リボ払いお支払額
各回の支払金額	毎月支払額
	・お支払額
	・今回お支払額
	臨時元金返済額
	・約定お支払額
	ボーナス月増額

てはこの限りではありません。

(略)

5. ②リボ払いの場合で、1回のカード利 5. ②リボルビング払いの場合で、1回の カード利用に係る利用金額が3万8千円に 満たないとき。

(略)

⑤会員による支払いの停止が信義に反する と認められるとき。

(略)

<割賦販売における用語の読み替え> (略)

割賦販売における用語	読み替え後の用語
- 現金販売価格 - 現金提供価格 - 現金価格 - 利用金額 - 利用額	· 利用代金
・支払回数 ・分割回数 ・支払総額 ・支払総額 ・分割価格 ・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割4条数料 ・分割4条数料 ・分割4数料 ・分割4数料 ・分割4数料 ・分割4数料 ・分割4数料 ・	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え ・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額 ・手数料額
・リボチ数料 ・実質年率 ・支払分	リボルビング払いの手数料率分割払いの手数料率手数料率・お支払い予定額
 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額 	・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手 | <リボルビング払い、分割払いの返済方法・</p> 数料率等>

- ・<u>リボ</u>払い 実質年率15.0%
- ・分割払い

回数、手数料率等>

- ・<u>リボルビング払い</u> 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13. 25	13. 75	14. 25	14. 50	14. 75	14. 75	14. 75	14.75	14.75	14.50
利用金額 100円当 りの <u>分割</u> 払い手数 料の額 (円)	2. 01	3.35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24. 12

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13.25	13. 75	14. 25	14. 50	14.75	14. 75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額 100 円当 りの <u>分割</u> 払手数料 の額(円)	2. 01	3.35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24. 12

<<u>リボ</u>払いのお支払い例>

(略)

◆初回(9月26日) お支払い(ご利用残高 50,000円)

(略)

③<u>毎月支払額</u> (元金定額コース・標準コースとも) … 10,000 円 (①)

(略)

◆第2回(10月26日)お支払い(ご利用 残高40,000円)

(略)

③毎月支払額

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略)

①<u>分割払い</u>手数料…50,000 円× (6.70 円÷ 100 円) = 3,350 円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボ</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替によ り返済する方法	_	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 間に事前に当社に申 出のうえ、振込等によ り当社指定口座へ入 金する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携 するコンビニエンスストアで返済する方法	×	0	×	×	×

<<u>リボルビング</u>払いのお支払い例>

(略)

◆初回(9月26日) お支払い(ご利用残高50,000円)

(略)

③<u>弁済金</u> (元金定額コース・標準コースと も) … 10,000 円 (①)

(略)

◆第2回(10月26日) お支払い(ご利用 残高40,000円)

(略)

③弁済金

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略)

①<u>分割払</u>手数料…50,000 円× (6.70 円÷ 100 円) = 3,350 円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボルビ</u> <u>ング</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替によ り返済する方法	_	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出のうえ、振込等によ り当社指定口座へ入 金する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携 するコンビニエンス ストアで返済する方法	×	0	×	×	×

※1:全額繰上返済: <u>リボ</u>払い、キャッシン グリボ、海外キャッシュサービスの場合、 日割計算にて返済日までの手数料または利 息を併せて支払うものとします。分割払い の場合、期限未到来の<u>分割払い</u>手数料のう ち当社所定の割合による金額の払戻しを当 社に請求できます。

(略)

※3:<u>リボ</u>払いをATMから入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用)

(略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

※1:全額繰上返済: <u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。 分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払</u>手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

(略)

※3: <u>リボルビング</u>払いをATMから入金 またはコンビニエンスストアで繰上返済す る場合は、カード利用後、当社が定める日 まで返済できません。

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用)

(略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本 信用情報機構および上記提携信用情報機関 は、多重債務の抑止のため提携し、相互に 情報を交流するネットワーク (CRIN) を構 築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等 は各機関のホームページに掲載されていま す。なお、各機関に登録されている情報の 開示は、各機関で行います(当社では行い ません)。